

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けているかたが、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産をいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条第1項により、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有する償却資産について、その年の1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。

津南町内に償却資産を所有している方は、本紙を参照の上、令和8年1月1日（賦課期日）現在、津南町内で事業用資産として所有している償却資産について、期限までに申告してください。

- ◆ 申告書類は、津南町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.tsunan.niigata.jp/>

トップページ > くらし・環境 > 税金 > 固定資産税

申告期限 令和8年2月2日（月）

提出先 津南町役場税務町民課税務班

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

TEL 025-765-3113

津 南 町

1 償却資産について

(1) 申告の対象となる資産

●資産の種類と主な償却資産

第1種 構築物	※家屋以外のもの（外壁のないもの） 舗装路面、外構工事、看板、受変電設備、自家発電設備、内装・内部造作等
第2種 機械及び装置	製造機械設備、土木建設機械、工作機械、搬送設備、農業用機械等
第3種 船舶	
第4種 航空機	
第5種 車両及び運搬具	大型特殊自動車（自動車税・軽自動車税の対象を除く。）
第6種 工具、器具、備品	パソコン、コピー機、陳列ケース、ルームエアコン、自動販売機、放送設備、テレビ、測定工具、検査工具、医療器具、理容・美容器具等

(2) 申告の対象ではない資産

次の資産は、償却資産の対象ではないため、申告の必要はありません。

- (ア) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（大型特殊自動車を除く）
- (イ) 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、ソフトウェア等）
- (ウ) 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- (エ) 書画・骨董（複製品等で減価償却しているものを除く）
- (オ) 牛・馬・果樹その他の生物（観賞用・興用等の生物を除く）
- (カ) 少額償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得金額が10万円未満で税務会計上固定資産として計上しない資産）
- (キ) 一括償却資産（法人税又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で損金・必要経費に算入された資産）

(3) 小型・大型特殊自動車の判別方法について

小型・大型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則別表第1で次の通り示されています。

①特殊自動車	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、ロータリ除雪自動車、タイヤドーザ、フォークリフト等
②農耕作業車	トラクター、田植え機、コンバイン等

①特殊自動車は、車両の大きさと最高速度で次のように分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4. 7m以下	1. 7m以下	2. 8m以下	15km/h以下

A～Dすべての要件の範囲内である	→ 小型特殊自動車（償却資産の対象外）
A～D一つでも要件の範囲外がある	→ 大型特殊自動車（償却資産の対象）

②農耕作業車は、最高速度によって分類されます。

最高速度が35km/h未満	→ 小型特殊自動車（償却資産の対象外）
最高速度が35km/h以上	→ 大型特殊自動車（償却資産の対象）

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただくかた

令和8年1月1日現在、以下のいずれかに該当するかたが対象です。

○津南町内で事業を営んでいる個人又は法人

○津南町内に貸付資産を所有する個人又は法人

※該当する資産をお持ちでない場合にも申告の必要があります。「償却資産申告書」の備考欄等に『該当資産なし』と記入し、ご提出ください。

※休業中の場合にも、申告の必要があります。使用していない未稼働資産や遊休資産であっても、申告してください。

(2) 提出していただく書類

①「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」

②「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

※申告書を提出する際は、個人番号と身元等を確認できる資料を持参してください。郵送で提出する場合は、資料のコピーを同封してください。

（本人確認書類の例）・個人番号カード（両面）

・通知カード+運転免許証

・通知カード+健康保険の被保険者証+通帳

（固定資産税の課税標準特例を申請する場合）

③「固定資産税の課税標準特例適用申請書」

④特例該当資産であることを証明する資料（許可書や届出書の写しなど）

(3) 注意事項

- ・減価償却について税務署に申告している場合にも、役場に償却資産の申告をする必要があります。
- ・前年度に電算申告をされた場合は、事前の申告書様式の送付は行いません。
- ・正当な理由なくして申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合には過料を科されることがあります。（地方税法第385条、386条、津南町税条例第63条）
- ・正当な理由なくして申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合には、津南町が事業者に対して帳簿等の資料の閲覧を請求したり、税務署に対して提出した申告書の閲覧を請求したりすることがあります。（地方税法第353条、354条の2）

3 償却資産の評価と課税について

(1) 評価額・課税標準額・税額の算出方法

(ア) 申告いただいた資産を一品ごとに、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づいて、評価額を定率法により算出します。

《評価額の算出方法》

前年中に取得した資産の場合	前年前に取得した資産の場合
取得価額 × (1 - 減価率 × 1/2)	前年度評価額 × (1 - 減価率)

- (イ) 毎年上記の方法により評価額を算出し、取得価額の5%になるまで償却します。償却資産に係る評価額の最低限度額は、取得価額の5%と定められております。
- (ウ) 一品ごとの評価額を合計した額が課税標準額(千円未満切り捨て)となり、課税標準額に1.4%(税率)を乗じた額が、税額(百円未満切り捨て)となります。
- (エ) 儗却資産の免税点は150万円です。課税標準額が150万円未満の場合、課税されません。ただし、申告は必要です。
- (オ) 消費税については、税込経理方式を採用している場合は、消費税額を含んだ金額、税抜経理方式を採用している場合は、消費税額を含まない金額を取得価額とします。
- (カ) 減価率は、下記の「耐用年数に応ずる旧定率法による減価率表」を参照してください。

なお、償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」により、法定耐用年数が定められています。

《耐用年数に応ずる旧定率法による減価率表》(固定資産評価基準別表第15)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109
6	0.319	11	0.189	16	0.134	30	0.074

(2) 軽減措置等

地方税法349条の3及び同法附則第15条により特例に該当する資産(中小事業者等が新規取得した経営力向上に資する機械等)により特例に該当する資産を申告される場合は、種類別明細書の摘要欄に「特例」と記入し、固定資産税の課税特例適用申請書と特例該当資産であることを証する資料(認定書の写し等)を提出してください。申請書は津南町のホームページか、税務町民課の窓口で入手できます。